

# 飯山市営駐車場 指定管理者募集要項

令和2年1月

飯山市建設水道部まちづくり課

〈目次〉

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 第 1 | 趣旨                 | 3  |
| 第 2 | 施設の概要              |    |
| 第 3 | 基本的な管理内容           |    |
| 1   | 指定管理者が行う業務の範囲      |    |
| 2   | 指定期間               | 4  |
| 3   | 施設の使用料金            |    |
| 4   | 指定管理料等             |    |
| 5   | 管理の基準等             |    |
| 6   | 関係法令等の遵守           |    |
| 7   | 個人情報の保護            |    |
| 8   | リスク分担              | 5  |
| 9   | サービス向上に係る改善や事業等の提案 |    |
| 第 4 | 申請の手続き             |    |
| 1   | 応募資格               |    |
| 2   | 提出書類               |    |
| 第 5 | 指定管理者の候補者の選定       | 6  |
| 1   | 選定方法               |    |
| 2   | 選定基準               |    |
| 3   | 留意事項               | 8  |
| 第 6 | 指定管理者の指定及び協定の締結    |    |
| 1   | 指定管理者の指定           |    |
| 2   | 協定の締結              |    |
| 3   | 指定管理者と協定を締結しない場合   |    |
| 第 7 | その他                | 9  |
| 1   | 説明会                |    |
| 2   | 資料の閲覧              |    |
| 3   | 質問事項の受付            |    |
| 4   | 申請書等の提出            |    |
| 5   | ヒアリング              |    |
| 6   | 指定管理者募集スケジュール（予定）  | 10 |
| 7   | 連絡先及び申請書提出先        |    |

## 第 1 趣旨

この指定管理者募集要項は、飯山市営駐車場の管理について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び飯山市営駐車場条例（平成 26 年飯山市条例第 17 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、指定管理者の公募を行うために必要な手続き等を定めたものです。

## 第 2 施設の概要

飯山市営駐車場は、市民の利便の向上及び道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に資するために設置しています。

公募対象施設の概要は次のとおりです。

なお、詳しくは別添資料「飯山市営駐車場の管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

### ○飯山駅斑尾口駐車場

1 所在地 飯山市大字飯山 747 番地 1

#### 2 施設の概要

##### (1) 平面駐車場

面積 4,400m<sup>2</sup>

収容台数 73 台（うち大型バス 8 台、マイクロバス 6 台）

##### (2) 立体駐車場

鉄骨造 3 層 4 段

延床面積 8,962 m<sup>2</sup>

収容台数 409 台（うち身障者用 9 台）

## 第 3 基本的な管理内容

指定管理者が行う施設管理の基本的な内容は次のとおりです。なお、詳しくは仕様書を参照してください。

### 1 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 駐車場の使用の受付等に関する業務

(2) 駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 駐車場の効用を増加させる自主事業に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

## 2 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の 2 年間です。

なお、この指定期間は飯山市議会の議決後に確定します。

## 3 施設の使用料金

この指定管理業務は収納委託とし、施設使用料金は市に納めることになります。

なお、施設の使用料金（駐車場等使用料）は、条例で定められています。

### (1) 使用料の減免

使用料金については、一定の基準で減額又は免除する場合があります。

なお、減免の概要は仕様書を参照してください。

## 4 指定管理料等

市が払う指定管理料については、毎年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。

指定管理の指定を受けるための申請時に提出する飯山市公の施設の指定管理者指定申請書に添付する当該施設の管理に関する業務の収支予算書で必要額を提示してください。

指定管理料は、この提示金額に基づき指定管理者と飯山市が協議したうえで、飯山市の会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）ごとに協定で定めます。

## 5 管理の基準等

施設の管理基準は、仕様書を参照してください。

## 6 関係法令等の遵守

施設の管理に当っては、次の関係法令を遵守してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法等の労働関係法令
- (3) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (4) 飯山市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 33 号）
- (5) 飯山市行政手続条例（平成 8 年条例第 1 号）
- (6) 飯山市営駐車場条例（平成 26 年条例第 17 号）
- (7) 飯山市営駐車場施行規則（平成 26 年規則第 17 号）
- (8) 飯山駅斑尾口駐車場管理規程

## 7 個人情報の保護

施設を管理するに当たっての個人情報取り扱いについては、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）及び飯山市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 33 号）を遵守してください。

## 8 リスク分担

リスクの分担は、仕様書を参照してください。

## 9 サービス向上に係る改善や事業等の提案

指定管理者は利用者へのサービス向上に努めることとします。

- (1) サービス向上のための具体策
- (2) 利用促進のための具体策（収入増や利用増に結びつく具体策）

## 第4 申請の手続き

### 1 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次のすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）です。

なお、法人等は、株式会社、NPO 法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 指定管理業務実施にあたり長野市以北に本店、支店、営業所を設置できる者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、飯山市から指名競争入札への参加を取り消された者でないこと。
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- (4) 市税その他の租税の滞納のない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があった者でないこと。
- (6) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (7) クレジット、電子マネーの加盟店契約ができること。

### 2 提出書類

申請に当っては、飯山市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則により、次の書類を提出してください。様式は別紙を参照してください。

- (1) 飯山市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 飯山市公の施設事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 飯山市公の施設の管理に関する業務の収支予算書

- (4) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 法人にあっては、登記簿謄本（法人でない場合は、代表者の住民票の写し）
- (6) 役員名簿
- (7) 収支決算書、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書など（直近 3 期分）
- (8) 印鑑証明書
- (9) 市税等の納税証明書
- (10) 雇用計画書
- (11) その他市長が必要と認める書類

## 第 5 指定管理者の候補者の選定

### 1 選定方法

- (1) 指定管理者の候補者の選定は、飯山市施設管理適正化委員会における応募書類の審査により行います。ただし、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリング等を実施し、応募内容の説明を求める場合があります。
- (2) 選定結果については、応募者に対し、選定後速やかに書面により通知します。

### 2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際の評価項目、評価内容は次の表のとおりです。

| 選定基準                    | 評価項目       | 評価内容                                                                                                                                                            |
|-------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民の平等な利用の確保（公平性・公共性の確保） | 管理運営方針について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的や指定管理者制度の趣旨について十分理解した方針となっているか</li> <li>・公平性、公共性が確保されているか</li> </ul>                                             |
|                         | 団体の理念について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の経営方針は明確か</li> <li>・申請理由は施設の設置目的から見て適切な内容か</li> <li>・事業への意欲、熱意が感じられるか</li> <li>・施設の現状把握や将来展望は適正か</li> </ul>           |
|                         | 利用者への対応等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等の意見や要望を把握する方法は具体的なものか</li> <li>・施設運営に反映するための実現策は具体的なものか</li> <li>・トラブル防止のためのチェック体制や対処方法について具体的な内容となっているか</li> </ul> |
|                         | 地域振興について   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や関係機関等との連携や地域振興についての考えはどうか</li> </ul>                                                                                 |

|                                   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>施設の活用・経費節減（自主性の度合、適正な収支見積）</p> | <p>収支計算書について</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現実的な収入見込みであるか</li> <li>・適正な単価や明確な根拠で経費が積算されているか</li> <li>・経費節減（市の負担額の減少等）の取組みはどうか</li> <li>・経費節減によるサービス低下の懸念はないか</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
| <p>安定した施設等の管理（適格性・経営体制・安全性）</p>   | <p>団体の安定性、継続性</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の事業活動や財務状況は安定しているか</li> <li>・継続的、安定的に施設を運営できる能力があるか</li> <li>・団体として管理運営業務をサポートする体制はあるか</li> <li>・定款等に団体の目的、業務として管理運営業務に関する記載があるか（ない場合、変更は可能か）</li> <li>・より良い管理運営業務に寄与する技術や資格免許はあるか</li> </ul>                                                                                                                   |
|                                   | <p>管理運営体制等</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員配置や労働条件（労働時間、賃金単価等）は適正か</li> <li>・指揮命令系統や責任権限は明確か</li> <li>・地元雇用や障害者、高齢者雇用の考えはどうか</li> <li>・職員の専門知識や技能、接遇向上につながる具体的な職員研修計画が策定されているか</li> <li>・経理帳簿等の整備や現金の取扱方法は明確か</li> <li>・経理体制について牽制、相互監視機能が働く仕組みとなっているか</li> <li>・サービス向上や利用者増を図り、施設の効用を高める具体的な創意工夫が見られる事業計画となっているか</li> <li>・類似施設や類似業務について実績があるか</li> </ul> |
|                                   | <p>安全対策等</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報記載書類やパソコンの管理について、具体的な保護規定の策定を行っているか</li> <li>・鍵の管理等、施設のセキュリティ体制は明確か</li> <li>・防犯、防災マニュアルの策定や防犯・防災訓練の実施を予定しているか</li> <li>・施設内での事故軽減に向けた効果的な取組みが示されているか</li> <li>・緊急時における組織対応や連絡体制は明確か</li> </ul>                                                                                                               |

### 3 留意事項

#### (1) 申請が無効または失格となる場合

次の事項に該当する場合は、申請は無効又は失格となります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守れなかったとき。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 当該施設の指定管理者の選定に関し、選定委員会の委員や関係職員に接触した場合

#### (2) 申請内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。(簡易なものは除きます。)

#### (3) 申請の取消

申請書類を提出した後に取消する際には、取消届(様式は任意)を提出してください。

#### (4) 費用負担

申請に要する諸経費等は、すべて申請者の負担とします。

#### (5) 情報公開

申請書類は、公文書開示請求に基づき開示することがあります。

## 第6 指定管理者の指定及び協定の締結

### 1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、飯山市議会の議決を経て指定管理者に指定されます。

### 2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、管理の基準等に関する細目的事項、市が支払う指定管理料に関する事項、利用者の個人情報の取扱いに関する事項及び事業報告書に関する事項等の施設の管理に必要な事項について、指定管理者と市との間で協定を締結します。

なお、締結する協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」となります。

### 3 指定管理と協定を締結しない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、市は指定管理者候補者としての取扱い又は、指定管理者の指定を取消、協定を締結しないことがあります。

#### (1) 飯山市議会において、指定管理者の指定議案が否決された場合

#### (2) 第4の1の応募資格の要件を欠いたとき。

#### (3) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。



- (4) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。

## 第7 その他

### 1 説明会

説明会は実施しません。募集要項及び仕様書を参照し、不明な点は定められた方法で質問してください。

なお、質問への回答は申請予定全員に回答するため、次の期限までに申請予定である旨をお知らせください。

- (1) 方法 申請予定者は申請予定申出書または任意様式でお知らせください。  
(郵便、電子メール、ファクシミリでの連絡可)
- (2) 期限 令和2年1月20日（月）午後5時00分まで

### 2 資料の閲覧

- (1) 閲覧資料 設計図面等
- (2) 閲覧場所 飯山市役所 2階 まちづくり課
- (3) 閲覧期間 令和2年1月8日（水）から令和2年1月20日（月）  
※必ず事前に電話連絡してください。

### 3 質問事項の受付

- (1) 質問方法 質問票（任意様式）に記入のうえ、FAX 又は電子メールにより送付してください。
- (2) 回答方法 質問者及び申請予定の団体へ随時回答します。
- (3) 受付期間 令和2年1月8日（水）から令和2年1月20日（月）

### 4 申請書等の提出

- (1) 提出期間  
令和2年1月8日（水）から令和2年1月29日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び休日を除く）
- (2) 提出方法  
下記提出先まで持参又は配達記録郵便により郵送してください。  
（郵送による場合は1月29日必着とします。）
- (3) 提出部数  
正本1部を提出してください。

### 5 ヒヤリング

ご提案いただいた事業計画等の内容について説明を求めるとともに、不明な点について質疑を行うためにヒアリングを行う場合があります。

6 指定管理者募集スケジュール（予定）

| 項 目                           | 月 日                             |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 申請予定の申出                       | 令和 2 年 1 月 20 日（月）まで            |
| 資料の閲覧                         | 令和 2 年 1 月 8 日（水）から 1 月 20 日（月） |
| 質問事項の受付                       | 令和 2 年 1 月 8 日（水）から 1 月 20 日（月） |
| 申請書等の提出                       | 令和 2 年 1 月 8 日（水）から 1 月 29 日（水） |
| プレゼンテーション及びヒアリング              | 令和 2 年 2 月 4 日（火）※実施する場合        |
| 飯山市施設管理適正委員会による審査（指定管理者候補の選定） | 令和 2 年 2 月上旬                    |
| 指定管理者の指定の議決                   | 令和 2 年 3 月議会                    |
| 協定の締結                         | 令和 2 年 3 月下旬                    |
| 指定管理開始                        | 令和 2 年 4 月 1 日                  |

7 連絡先及び申請書提出先

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110 番地の 1

飯山市建設水道部 まちづくり課

電話 0269（62）3111

FAX 0269（62）6221

メール machi@city.iiyama.nagano.jp